# かほく市学校再開ガイドライン【9.7改訂】

かほく市教育委員会

**再開にあたっては文部科学省「衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式（2020.9.3ver．４）」に準じることとする。**
**本市は、「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準において、現在「レベル１」の地域にあたる。**

| | | |
|---|---|---|
| 1 身体的距離の確保 | **座席間隔** | □ 教室内では、人と人との間隔をおよそ1m以上目安とし、最大限の間隔がとれるように座席を配置する。 |
| | **教室内の人数** | □ マスクと換気を組み合わせた総合的な対策を講じた上で、普通教室においては通常の人数で授業を行ってもよい。 |
| 2 健康管理 | **健康チェック** | □ 家庭での検温、風邪症状の有無の判断をチェックカードで確認する。（**教室内も可**） |
| | **マスクの着用** | □ 基本的にはマスク着用が望ましい。ただし、**熱中症のリスクが高いと判断する場合は外す**。<br>□ **体育の授業におけるマスク着用の必要はない**。また、少人数での学習やテスト中、運動中、登下校中なども状況に応じて判断し、外してもよい。 |
| 3 感染症防止対策 | **換気** | □ 気候上可能な限り常時、2方向の窓を同時に開ける。<br>□ 上記が困難な場合はこめまに（30分に1回以上、数分間程度）窓を全開する。<br>□ **エアコン使用時においても換気**を行う。（5月29日付「かほく市立小中学校のエアコン（冷房）の使用について」参照） |
| | **手洗い** | □ 外から教室に入るとき、トイレの後、給食の前後など、こまめに手を洗う。（※30秒程度かけ、水と石けんで丁寧に）<br>□ 手をふくタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用しないよう指導する。<br>□ アルコールを含んだ手指用消毒薬は、手洗いができない場合、補助的に使用することとする。 |
| | **消毒** | □ 消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等を活用し、利用状況に応じて行う。<br>□ 児童生徒が使用した机、いすの消毒をしている場合は、現段階では**行わなくてもよい。**<br>□ 次亜塩素酸水を使用する場合は、**児童生徒のいない時間に行い、噴霧はしない**こととする。<br>□ 次亜塩素酸ナトリウムを使用する場合、「噴霧はしない」、「児童生徒に消毒作業を行わせない」こととする。 |
| | **清掃** | □ 児童生徒にトイレ掃除をさせることについては問題ない。 |
| | **給食** | □ 給食前の手洗いを徹底する。<br>□ 器具を使って配膳する場合の**給食用手袋は使用しなくてもよい**。<br>□ 一方向を向き、食事中はなるべく会話や立ち歩きをしないよう指導する。 |
| | **スクールバス** | □ 天候や利用者の状況に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行う。<br>□ 乗車前に家庭での健康チェックを徹底するよう指導し、忘れた場合は学校に到着後、別室で検温等を行う。（**教職員の乗車指導はしなくてもよい**）<br>□ 乗車中は、会話を控え、マスクを着用するよう指導する。 |
| 4 学習指導 | **感染リスクの高い学習活動** | □ 可能な限り感染症対策を行った上で、**以下の学習活動等を実施する**。その際、用具の消毒、手洗いの徹底、感染に不安のある児童生徒の不参加を認める等についても留意する。<br>○ **長時間、近距離で対面形式となるグループ学習**（各教科共通）<br>○ **リコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏**（音楽科）<br>○ **近距離で活動する実験・観察、共同制作等の表現や鑑賞の活動**（理科、図画工作科、美術科）<br>○ **密集する運動（球技等）**（体育科）<br>○ 「近距離で**一斉に大きな声で話す活動**」、「近距離で行う**合唱**」、「**調理実習**」、「近距離で**組み合ったり接触したりする運動**（武道等）」 |
| | **学校行事** | □ 感染症対策を講じつつ、**以下のような工夫をしながら学校行事を実施する**。<br>○ **学習発表会、音楽会、文化祭等**は、小グループでの練習を基本とし、全員で集まって練習する機会はリハーサルのみとする。<br>○ **避難訓練や引き渡し訓練**については、事前指導を十分に行い、時間をかけずに実施できるようにする。<br>○ **遠足・見学等は**、実施してもよい。ただし、バス等を利用する際は、車内の換気に十分留意し、マスクを着用し、余裕をもって座れるようにする。（宿泊を伴う行事については、今年度は修学旅行のみとする）<br>○ **大掃除**については、日頃の清掃指導を徹底し、回数等を精選する。 |
| | **学習の遅れを取り戻す工夫** | □ 夏季休業期間19日間を授業日とし、教育課程の工夫、授業内での指導の軽重、学校行事の重点化や準備時間の縮減等により、今年度中に遅れを取り戻し、標準時数を確保するよう努める。<br>□ 家庭学習に対する内容の充実がこれまで以上に求められることから、家庭との連携や個別対応をより丁寧に進めるよう工夫する。<br>□ **授業において取り上げるべき箇所と授業以外の場で取り扱う学習活動を確認**し、教育課程の編成を工夫して遅れを取り戻す。（6月5日付「学校の授業における学習活動の重点化に係る留意事項等について」および各教科書発行者から提示される「年間指導計画参考資料」参照） |
| 5 生徒指導 | **心のケア虐待防止策** | □ 校内外の支援体制を活用し、定期的な面談、アンケートなどによる児童生徒理解に努める。<br>□ 要保護児童対策地域協議会に登録されている児童生徒が欠席した場合は、速やかに健康状態の把握に努める。確認できない場合は、市教委（283－7136）へ連絡する。 |
| | **偏見・差別に対する指導** | □ 感染者、濃厚接触者、医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は許されないという指導を徹底する。<br>□ 感染者等の他に、マスクを用意できない、喘息や花粉症等で咳やくしゃみが出るなどの児童生徒に対する誹謗中傷についても許されないという指導も徹底する。 |
| 6 部活動 | **県外遠征、合宿等** | □ **当分の間は行わない**。ただし宿泊を伴わない練習試合は6月13日（土）以降実施を可能とする。 |
| | **健康管理** | □ 熱中症対策として、こまめな水分補給、休憩をとる。<br>□ 顧問が活動前、活動中の健康観察など健康管理を徹底する。（平時より） |
| 7 その他 | **健康診断等** | □ 児童生徒の健康診断について、**令和2年度末日まで**の間に、可能な限り速やかに実施する。<br>□ 特に**心臓や腎臓等の疾患や結核に関する検査**については、学校医等と相談の上、可能な範囲で**先行して実施**する。 |
| | **感染者が確認された場合** | □ 児童生徒・教職員の感染、あるいは濃厚接触者であることが確認された場合、または、その同居する家族等の感染が確認された場合は、速やかに市教委（283－7136）へ連絡する。 |